

| | | | |
|------|--|-----|--|
| 受付番号 | | 連絡先 | 委託担当 子ども青少年局こどもの権利擁護課 担当者名 岩崎・梅澤 Tel 671-2394 |
|------|--|-----|--|

令和5年度一般会計 歳出 6款 3項 7目 12節 設計その他委託料

設 計 書

- | | |
|------------|--|
| 1 委託件名 | 横浜市北部方面における新たな児童相談所設置検討のための基本調査業務委託 |
| 2 履行場所 | 横浜市子ども青少年局こどもの権利擁護課 |
| 3 履行期間(期限) | 契約締結日～令和5年10月31日 |
| 4 契約区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 確定契約 <input type="checkbox"/> 概算契約 |
| 5 その他特約事項 | なし |
| 6 現場説明 | 要 |
| | (不要) |
| 7 委託概要 | 別添仕様書のとおり |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

横浜市子ども青少年局

8 前 金 払

- する
 しない

9 部 分 払

- する(回以内)
 しない

部分払の基準

| 業 務 内 容 | 履行予定月 | 数 量 (概算数量) | 単 位 | 単 価 | 金 額 (概算金額) |
|---------|-------|---------------|-----|-----|---------------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

* 単価及び金額は消費税相当額を含まない金額

* 概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委 託 代 金 額

(概 算 金 額)

内 訳 業 務 価 格

消 費 税 等 相 当 額

委 託 内 訳 書

| 名 称 | 単 位 | 数 量 | 単 価 (円) | 金 額 (円) (概算金額) | 摘 要 |
|--------------------|-----|-----|---------|----------------|-----|
| ①直接人件費 | | | | | |
| プラン作成及び複数プラン比較検討 | 業務 | 1 | | | |
| 法令上の問題抽出、整理及び対応の検討 | 業務 | 1 | | | |
| 敷地状況調査 | 業務 | 1 | | | |
| 法令等に関する関係機関との協議 | 業務 | 1 | | | |
| | | | | | |
| ②諸経費 | 式 | 1 | | | |
| | | | | | |
| ③技術料等諸経費 | 式 | 1 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| ①+②+③ | | | | | |
| 消費税及び地方消費税相当額(10%) | | | | | |
| 委託業務費計 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

委 託 業 務 仕 様 書

1 委託名称

横浜市北部方面における新たな児童相談所の設置検討のための基本調査業務委託

2 調査の目的

横浜市北部方面における新たな児童相談所（一時保護所含む）の整備を検討するに当たり、敷地の現況調査、図面等の資料調査、建築基準法その他関係する法令（以下「関係法令」という。）上の課題の確認、業務要件を満たす建物規模の建築可否、概算費用の算出等を行うことで、整備計画の素案作成を行い、以後の設計業務を円滑に進めることを目的とする。

3 業務概要

以下(1)～(4)に示す業務を実施する。

- (1) 「5 整備内容」に示す条件を満たすプランの作成、複数案の比較検討
（配置図、平面図、立面図及び概算費用の歳出等）
- (2) 法令上の問題点の抽出・整理、対応策の検討
- (3) 敷地の現況調査
- (4) 法令等に関する関係機関との協議

4 敷地概要

- (1) 敷地面積 2,060.94 m²
- (2) 区域区分 市街化区域
- (3) 用途地域 第一種中高層住居専用地域
- (4) 建ぺい率／容積率 60／150
- (5) 高度地区 第3種高度地区
- (6) 防火・準防火地域 準防火地域
- (7) 地区計画 児童相談所を建築する場合は、地区計画を公益施設が建築可能な地区への変更を前提とする。

※具体的な場所については、契約締結した事業者にお示しします。

5 整備内容

- (1) 横浜市北部方面における新たな児童相談所（一時保護所含む）及び一時保護所（定員 30 人又は 32 人）を整備する。

<主な建物仕様>

- ・建物は地上 4 階又は 5 階を想定し、低層階を一時保護所、上層階を児童相談所として検討する。

上記以外のプランも可とするが、必要面積や以下の諸条件を原則満たすものとする。

- ・建物全体の延床面積 2,900 m²程度
 - 児童相談所：相談部門、事務部門等
延床面積 1,600 m²程度
 - 一時保護所：児童居室、学習室、事務部門、食堂、浴室等
延床面積 1,300 m²程度
屋外に園庭（200 m²程度、屋上も可とする。）
- ・駐車場は 7～8 台程度確保

※令和 6 年度から施行予定の一時保護所の設備・運営基準を踏まえた設備とする（令和 5 年 7 月時点では調査研究における案が示されている）。

- (2) その他

当該地の西側及び南側境界部分は、セットバックにより隣接地歩道と同様の整備を行う。また、北側境界部分から約 1 m の範囲内には建物を設けない。

6 業務内容

(1) 準備・打合せの実施

- ・業務当初に本市担当者との打合わせを実施し、業務の目的と内容を確認した上で調査事項を把握し、調査内容とその作業工程を含む業務計画を作成し、必要な資料の収集を行う。
- ・本市担当者との打合わせを適宜実施し、打合せ記録を作成する。
- ・関係機関との協議を行った場合も、打合せ記録を作成する。

(2) 敷地図面等の資料調査

- ・既存資料、現地調査、関係機関協議により、敷地周辺環境、インフラ関係の与条件を整理する。
- ・図面を作成する。

(3) 関係法令調査

- ・本業務で作成する計画案について、建築基準法、横浜市建築基準条例、都市計画法、横浜市開発事業の調整等に関する条例、緑をつくり育てる条例、その他関係法令の適合状況を調査し、法令上の課題を抽出する。
- ・必要に応じて関係機関との協議を実施する。

(4) 計画素案の作成

計画素案には、次の事項を含めるものとし、その他検討が必要な事項については、本市担当者との打合せにより決定する。

[横浜市北部方面における新たな児童相談所（一時保護所を含む）]

- ①法令上の問題点の抽出及び対応策
- ②配置図、平面図、立面図及び各室面積表
- ③設計・工事工程案
- ④粗概算工事費（全体）

7 報告書作成（提出物）

報告書には次の内容を含むものとするが、業務の実施にあたって過不足がある場合は、本市担当者と協議の上、内容を決定する。

(1) 関係法令調査結果

(2) 計画素案

(3) 現況写真

(4) 打合わせ記録

(5) 提出物

- | | |
|--|----|
| ア 印刷物A4製本（A3二つ折り見開き製本） | 2部 |
| イ 電子データ（受託者が使用している形式（CAD、エクセル等）によるデータ、DXF変換したもの、PDF） | 1部 |

8 貸与品

必要に応じて本市担当者と協議のこと

9 現場責任者

現場責任者の資格：建築士法（昭和25年法律202号）による一級建築士

10 履行期限

令和5年10月31日